

消防告示第 2 号

神戸市火災予防条例（昭和37年条例第 6 号）第17条に規定する避雷設備の指定（平成19年 1 月消防告示第 4 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 4 月 1 日

神戸市消防長 栗 岡 由 樹

本則中「J I S A 4201-2003」を「J I S Z 9290-3-2019」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、現に設置されている避雷設備又は令和 8 年 3 月 31 日までにその工事に着手する避雷設備のうち、改正後の告示に適合しないものについては、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。